

## 冬の無料公開セミナー 2011

### 1月からの法人税法・所得税法・相続税法

#### <所得税法>

#### 知って得する所得税

TAC税理士講座 1/5(木)より本格開講！

※ 先行クラス 12/17(土)～

各コース初回講義を、無料で体験受講できます。

開講日に、各校受付へ直接お越しください（予約不要）。

※ コース開講日程につきましては、「通学パンフレット」をご覧ください。

**TAC 税理士講座**

# 目 次

|                                           | ページ   |
|-------------------------------------------|-------|
| <b>1</b> 所得税の概要と試験傾向 .....                | 1～3   |
| <b>2</b> 所得税の計算の仕組み .....                 | 4     |
| <b>3</b> 10種類の各種所得の内容 .....               | 5     |
| <b>4</b> 所得税の計算パターン .....                 | 6～8   |
| <b>5</b> 商売をしながら不動産の賃貸をしているAさんの税金計算 ..... | 10～11 |
| <b>6</b> サラリーマンの税金計算 .....                | 12～14 |
| <b>7</b> 速修コースとは .....                    | 15    |
| <b>8</b> 7ヶ月で合格するために .....                | 16    |
| <b>9</b> 最後に .....                        | 16    |

## 1 所得税の概要と試験傾向

### 科目の概要

所得税は、個人が1暦年間（1月1日から12月31日までの期間）に稼いだ所得（利益）に対して課される国税で、我が国の税収入の大部分を占めています。

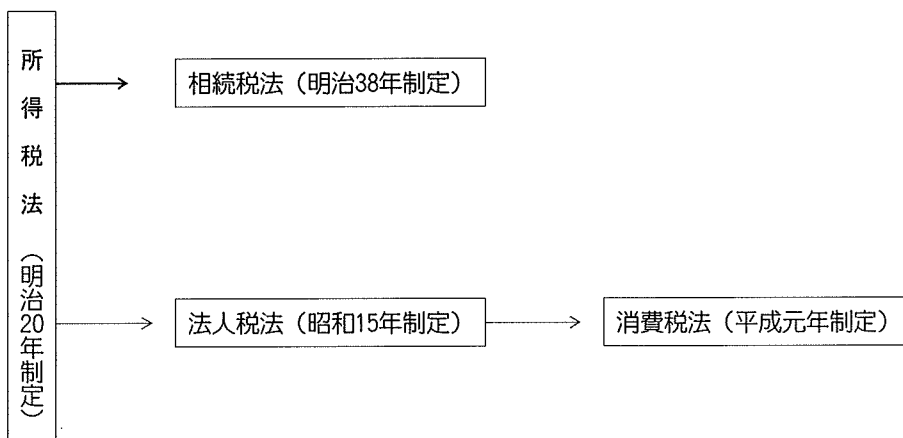
例えば、サラリーマンが会社から支払を受ける給料であるとか、銀行預金の利子、株式の配当金などには当然のごとく所得税がかかります。

また、居住用家屋の譲渡など、個人がその有する資産を譲渡した場合にも所得税がかかります。

したがって、所得税は、非常に身近な税金であるということが出来ます。

### 沿革

所得税は、国税の中で最も古く、税の根幹となっています。



### 出題傾向

本試験は、理論（2題）50点と計算50点で出題されます。

#### 1. 理論

2題出題（近年は各問の配点は非公表）され、基本的には2題とも応用理論（事例問題）となっています。

#### 2. 計算

平成16年以後は中総合問題に個別問題1題～3題を追加した形式が主流となっており、基本的に難易度の高い問題が出題されています。しかし、難しい論点はどの受験生も解くことはできませんので、基礎をしっかりと押さえることが重要になると思われます。

## 合格率の推移

|      | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 平成21年  | 平成22年  |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受験者数 | 3,246人 | 3,153人 | 2,972人 | 3,007人 | 2,745人 |
| 合格者数 | 399人   | 401人   | 379人   | 402人   | 393人   |
| 合格率  | 12.3%  | 12.7%  | 12.8%  | 13.4%  | 14.3%  |

## 実務との関連

所得税は、実務上不可欠な科目であるといわれています。

税務相談などでも、所得税、相続税といった資産税関係のものが多く、「知らない」では済まされない重要なものであるといえます。

また、年末調整、法定調書、確定申告などにおいても所得税の知識が必要になるため、実務に携わる人は、必ず所得税の知識が必要になります。

### ● 税理士の1年間の主な業務

- 1月 法定調書の提出、固定資産税（償却資産）の申告書の提出  
源泉所得税の納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納期限※2
- 2月
- 3月 所得税、消費税（個人）、贈与税の申告書の提出
- 4月
- 5月 3月決算の会社の法人税、消費税、事業税、住民税の申告書の提出※1
- 6月
- 7月 源泉所得税の納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納期限※2
- 8月
- 9月
- 10月
- 11月
- 12月 年末調整

※1 会社によって決算期が異なる場合も多く、基本的に毎月申告書を作成します。

※2 納期の特例を受けていない場合には、その月の源泉所得税を翌月10日までに納付します。

## 科目選択の例

税理士試験の税法科目は9科目あり、この中から3科目に合格しなければなりません。

ただし、所得税法と法人税法は選択必修とされ、いずれか一方は必ず選択しなければなりません。

また、消費税法と酒税法並びに住民税と事業税は、それぞれいずれか1科目の選択に限ることとされています。

選択科目は人それぞれですが、タイプ別に一例を挙げてみます。

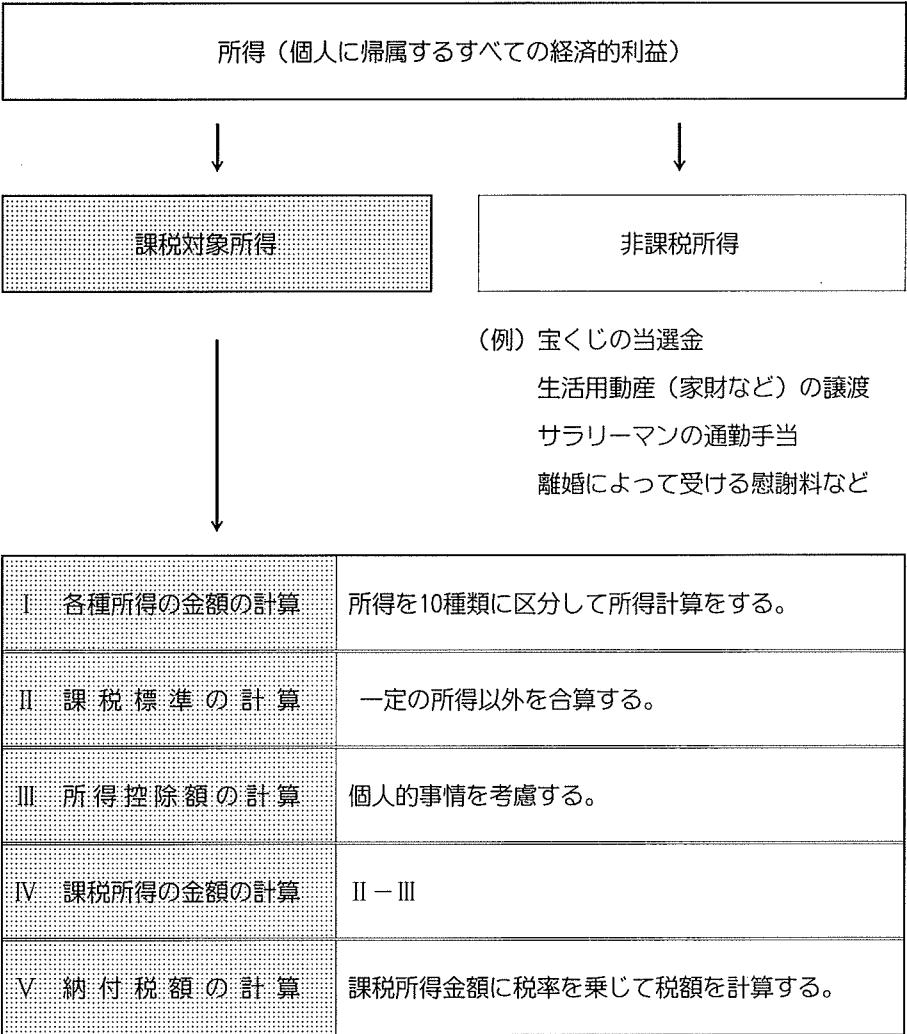
- 1 資産税関係に興味がある方  
所得税法、相続税法 + 1科目
- 2 企業内で活躍したい方  
所得税法、法人税法 + 消費税法
- 3 早期独立を考えている方  
所得税法、法人税法 + 消費税法
- 4 とにかく早く、かつ、楽に5科目そろえたい方  
所得税法、住民税 + 1科目

2 所得税の計算の仕組み

「所得」とは、「利益＝もうけ」であり、個人がこの「所得」を稼得した場合に所得税が課税されます。

しかし、課税をするのになじまない所得もあるため、非課税規定を設けて非課税となるもの以外について所得税を課しています。

なお、所得税の額は、次の5つの段階を経て計算することとなります。



### **3** 10種類の各種所得の内容

10種類の各種所得の内容は次のとおりです。

- 1 利子所得  
預貯金の利子、公社債の利子など
- 2 配当所得  
株式の配当金、証券投資信託の収益の分配など
- 3 不動産所得  
不動産の貸付けによる所得など
- 4 事業所得  
農業、製造業、物品販売業、サービス業など、いわゆる事業による所得
- 5 給与所得  
給料、賃金、賞与などの所得
- 6 退職所得  
退職金に係る所得
- 7 山林所得  
保有期間が5年を超える山林の譲渡による所得
- 8 譲渡所得  
資産（棚卸資産、山林を除く）の譲渡による所得
- 9 一時所得  
懸賞の賞品、競馬の払戻金、生保の一時金など一時的な所得
- 10 雑所得  
上記1～9以外の所得で、作家以外の原稿料や年金などに係る所得

## 4 所得税の計算パターン

### I 各種所得の金額の計算 ⇨ 課税対象所得を10種類に区分する

| 種 類 |         | 計 算 過 程                                  |
|-----|---------|------------------------------------------|
| ①   | 利子所得    | 収入金額                                     |
| ②   | 配当所得    | 収入金額 - 負債の利子                             |
| ③   | 不動産所得   | 総収入金額 - 必要経費                             |
| ④   | 事業所得    | 総収入金額 - 必要経費                             |
| ⑤   | 給与所得    | 収入金額 - 給与所得控除額                           |
| ⑥   | 退職所得    | $(収入金額 - 退職所得控除額) \times \frac{1}{2}$    |
| ⑦   | 山林所得    | 総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額<br>(最高50万円)         |
| ⑧   | 譲渡所得    | 総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額<br>(最高50万円) |
| ⑨   | 一時所得    | 総収入金額 - 支出した金額 - 特別控除額<br>(最高50万円)       |
| ⑩   | 公的年金等   | 収入金額 - 公的年金等控除額                          |
|     | その他の雑所得 | 総収入金額 - 必要経費                             |

### II 課税標準の計算 ⇨ 一定の所得以外を合算して8つに区分する

| 種 類                                                                                                                                                                | 計 算 過 程                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総所得金額<br>※上記Ⅰ①②③④⑤⑧⑨⑩を合算                                                                                                                                           | 利子 + 配当 + 不動産 + 事業 + 給与 + 雑<br>+ 譲渡(総短) + 譲渡(総長) $\times \frac{1}{2}$ + 一時 $\times \frac{1}{2}$      |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 短期譲渡所得の金額<br/> 長期譲渡所得の金額<br/> 上場株式等に係る配当所得の金額<br/> 株式等に係る譲渡所得等の金額<br/> 先物取引に係る雑所得等の金額 </div> ※租税特別措置法で規定されている | 譲渡所得のうち所有期間が5年以下の土地や建物<br>譲渡所得のうち所有期間が5年超の土地や建物<br>配当所得のうち別課税標準とするもの<br>譲渡所得などのうち株式等<br>雑所得などのうち先物取引 |
| 山林所得金額                                                                                                                                                             | 上記Ⅰ⑦                                                                                                 |
| 退職所得金額                                                                                                                                                             | 上記Ⅰ⑥                                                                                                 |

Ⅲ 所得控除額の計算 ⇒ 個人的事情を考慮するもので14種類ある

|                  |                |          |                  |           |        |
|------------------|----------------|----------|------------------|-----------|--------|
| 物<br>的<br>控<br>除 | ① 雑損控除         | 損失額－限度額  | 人<br>的<br>控<br>除 | ⑧ 障害者控除   | 原則27万円 |
|                  | ② 医療費控除        | 支出額－10万円 |                  | ⑨ 寡婦(夫)控除 | 原則27万円 |
|                  | ③ 社会保険料控除      | 支出額      |                  | ⑩ 勤労学生控除  | 27万円   |
|                  | ④ 小規模企業共済等掛金控除 | 支出額      |                  | ⑪ 配偶者控除   | 原則38万円 |
|                  | ⑤ 生命保険料控除      | 最高12万円   |                  | ⑫ 配偶者特別控除 | 最高38万円 |
|                  | ⑥ 地震保険料控除      | 最高5万円    |                  | ⑬ 扶養控除    | 原則38万円 |
|                  | ⑦ 寄附金控除        | 支出額－2千円  |                  | ⑭ 基礎控除    | 38万円   |

Ⅳ 課税所得の金額の計算 ⇒ 課税標準から所得控除などを控除する

Ⅱ 各課税標準    Ⅲ 所得控除    (千円未満切捨)

Ⅴ 納付税額の計算 ⇒ 課税所得金額に税率を乗じて税額を求める

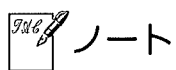
| 摘 要          | 種 類                     | 税 率         |
|--------------|-------------------------|-------------|
| 算 出 税 額      | 課税総所得金額                 | 超過累進税率      |
|              | 課税短期譲渡所得金額              | 30%         |
|              | 課税長期譲渡所得金額              | 15%         |
|              | 上場株式等に係る課税配当所得金額        | 7%          |
|              | 株式等に係る課税譲渡所得等の金額        | 15% (上場は7%) |
|              | 先物取引に係る課税雑所得等の金額        | 15%         |
|              | 課税山林所得金額                | 5分5乗方式      |
|              | 課税退職所得金額                | 超過累進税率      |
| △税 額 控 除     | 配当控除<br>住宅借入金等特別税額控除 など |             |
| △源 泉 徴 収 税 額 | 収入金額から天引きされる前払税金のこと     |             |
| 申 告 納 税 額    | (百円未満切捨)                |             |

【参 考】

課税総所得金額と課税退職所得金額は、超過累進税率により税額を計算しますが、受験上は次の表が資料で与えられるため、金額をあてはめて計算するだけです。

所得税の速算表（超過累進税率）

| 課税総所得金額等                    | 税 率  | 控 除 額       |
|-----------------------------|------|-------------|
| 1,950,000円以下                | 5 %  | － 円         |
| 1,950,000円超 ～ 3,300,000円以下  | 10 % | 97,500 円    |
| 3,300,000円超 ～ 6,950,000円以下  | 20 % | 427,500 円   |
| 6,950,000円超 ～ 9,000,000円以下  | 23 % | 636,000 円   |
| 9,000,000円超 ～ 18,000,000円以下 | 33 % | 1,536,000 円 |
| 18,000,000円超                | 40 % | 2,796,000 円 |



## 5 商売をしながら不動産の賃貸をしているAさんの税金計算

全体がイメージできたところで、Aさん（白色申告者）の所得税の計算をしてみましょう。

### 【問 題】

次の資料に基づき、居住者Aの平成24年（以下「本年」という。）分の確定申告で納付する税額を計算しなさい。

〔資料1〕物品販売業に係る本年分の損益計算書

| 損 益 計 算 書 |            |           |            |
|-----------|------------|-----------|------------|
|           | 自本年1月1日    | 至本年12月31日 | (単位：円)     |
| 年初商品棚卸高   | 1,500,000  | 売 上 高     | 14,050,000 |
| 当 年 仕 入 高 | 9,000,000  | 年末商品棚卸高   | 2,250,000  |
| 営 業 費     | 3,050,000  | 雑 収 入     | 2,620,000  |
| 当 年 純 利 益 | 5,370,000  |           |            |
|           | 18,920,000 |           | 18,920,000 |

(付記事項)

1. 売上高は適正額である。
2. 雑収入は、次のものが含まれている。
  - (1) B株式の剰余金の配当 236,000円（20%税引前の金額）
  - (2) 不動産の賃貸による収入 1,500,000円
3. 営業費には、不動産の賃貸による経費が600,000円ある。
4. 営業費には、次に掲げる減価償却資産の償却費は計上されていない。  
なお、甲は減価償却資産の償却方法について旧定額法を選定している。

| 種 類 | 取得年月  | 取得価額        | 耐用年数 | 償 却 率 |
|-----|-------|-------------|------|-------|
| 店 舗 | H5. 9 | 12,000,000円 | 24年  | 0.042 |

※ 減価償却費の円未満の端数は切り上げること。

〔資料2〕

甲の平成24年分の所得控除額は1,234,500円、税額控除額は23,600円、源泉徴収税額は47,200円である。

【参考資料】

所得税の速算表（超過累進税率）

| 課税総所得金額等                    | 税 率  | 控 除 額       |
|-----------------------------|------|-------------|
| 1,950,000円以下                | 5 %  | — 円         |
| 1,950,000円超 ～ 3,300,000円以下  | 10 % | 97,500 円    |
| 3,300,000円超 ～ 6,950,000円以下  | 20 % | 427,500 円   |
| 6,950,000円超 ～ 9,000,000円以下  | 23 % | 636,000 円   |
| 9,000,000円超 ～ 18,000,000円以下 | 33 % | 1,536,000 円 |
| 18,000,000円超                | 40 % | 2,796,000 円 |

【解 答】

I 各種所得の金額

| 種 類       | 金 額       | 計 算 過 程 (単位:円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配 当 所 得   | 236,000   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 不 動 産 所 得 | 900,000   | (1) 総収入金額 1,500,000<br>(2) 必要経費 600,000<br>(3) (1)-(2)=900,000                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事 業 所 得   | 3,780,400 | (1) 総収入金額 (合計 14,934,000)<br>① 売上高 14,050,000<br>② 雑収入<br>$2,620,000 - 236,000 - 1,500,000 = 884,000$<br>(2) 必要経費 (合計 11,153,600)<br>① 売上原価<br>$1,500,000 + 9,000,000 - 2,250,000 = 8,250,000$<br>② 営業費<br>$3,050,000 - 600,000 = 2,450,000$<br>③ 減価償却費<br>$12,000,000 \times 0.9 \times 0.042 = 453,600$<br>(3) (1)-(2)=3,780,400 |

II 課税標準

| 種 類       | 金 額       | 計 算 過 程 (単位:円)                              |
|-----------|-----------|---------------------------------------------|
| 総 所 得 金 額 | 4,916,400 | $236,000 + 900,000 + 3,780,400 = 4,916,400$ |
| 合 計       | 4,916,400 |                                             |

III 課税所得金額

| 種 類     | 金 額       | 計 算 過 程 (単位:円)                                       |
|---------|-----------|------------------------------------------------------|
| 課税総所得金額 | 3,681,000 | 所得控除<br>$4,916,400 - 1,234,500 = 3,681,000$ (千円未満切捨) |
| 合 計     | 3,681,000 |                                                      |

IV 納付税額

| 種 類       | 金 額     | 計 算 過 程 (単位:円)                              |
|-----------|---------|---------------------------------------------|
| 算 出 税 額   | 308,700 | $3,681,000 \times 20\% - 427,500 = 308,700$ |
| 税 額 控 除 額 | △23,600 |                                             |
| 源泉徴収税額    | △47,200 | $236,000 \times 20\% = 47,200$              |
| 申 告 納 税 額 | 237,900 | (百円未満切捨)                                    |

## 6 サラリーマンの税金計算

サラリーマンは、会社から給料をもらって生計を立てているため「給与所得者」に該当し、税金を納付する義務はあります。しかし、サラリーマン全員が確定申告をしているのでしょうか？日本ではサラリーマンの所得について自動的に納税がされる制度があるため、ほとんどの人は税務署に行ったことがないのが実態です。

そこで、サラリーマンの税金計算がどのようにされているのかを見ていきましょう。

### 【給与所得の計算】

$$\text{給与所得} = \text{収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

#### (1) 収入金額

基本給だけでなく、住宅手当や家族手当などの手当も収入金額となります。

※ 通勤手当（月10万円まで）・結婚祝金などは非課税

#### (2) 給与所得控除額

サラリーマンにも必要経費はありますが、その実額を求めるのは困難なため「概算経費」としての控除を認めています。

なお、受験上は次の表が与えられます。

給与所得控除額の速算表

| 収入金額              | 給与所得控除額                   |
|-------------------|---------------------------|
| 180万円以下           | 収入金額×40%（最低65万円）          |
| 180万円超～ 360万円以下   | （収入金額－ 180万円）×30%＋ 72万円   |
| 360万円超～ 660万円以下   | （収入金額－ 360万円）×20%＋ 126万円  |
| 660万円超～ 1,000万円以下 | （収入金額－ 660万円）×10%＋ 186万円  |
| 1,000万円超          | （収入金額－ 1,000万円）×5%＋ 220万円 |

### 例 示

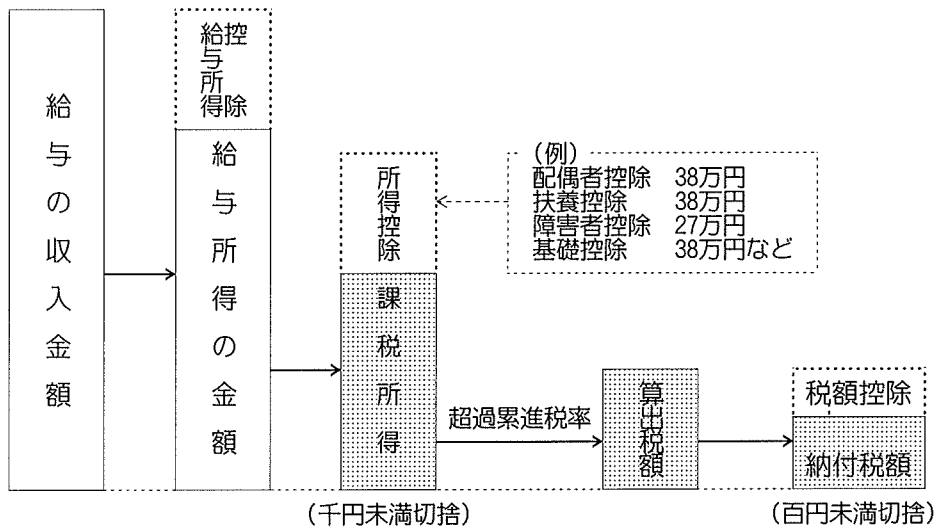
給与の収入金額が500万円の場合

(1) 収入金額 500万円

(2) 給与所得控除額 (500万円－360万円)×20%＋126万円＝154万円

(3) 給与所得の金額 (1)－(2)＝346万円

## 1 サラリーマンの税額計算の仕組み



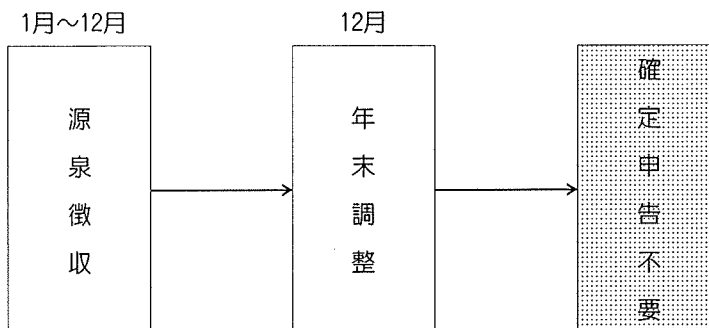
## 2 サラリーマンは確定申告しない？

サラリーマンは、事業所得者などと同様に所得税を納付する義務があります。

しかし、サラリーマンは全国に約 4,500万人おり、全員が税務署へ殺到すると税務署がパンクしてしまうため、サラリーマンについては会社や個人事業主が給料から所得税を天引きして税務署に納める方法をとっています。これを「源泉徴収制度」といいます。

この源泉徴収が適正にされていれば、自分が納めるべき所得税を会社などが代わりに納めてくれるため、結果として、「サラリーマンは確定申告をしなくてもよい」こととなります。

なお、毎月の源泉徴収はあくまでも概算で天引きしているため、年収が確定する12月に会社が「年末調整」という手続きをして、天引きしすぎた所得税をサラリーマンに還付し、足りない場合には徴収をしますが、通常は多めに源泉徴収しているため還付のケースが多いです。



### 3 サラリーマンでも確定申告しなければならない人がある？

サラリーマンでも次のような人は確定申告をしなければなりません。

(1) 年収が2,000万円を超える人

⇒ 年末調整は年収2,000万円以下の人しか対象とならないため。

(2) 給与所得以外の副収入がある人

⇒ 例えば給与以外に不動産を貸していれば不動産所得、土地を売れば譲渡所得などがあるため、給与と給与以外のすべての所得を記載した確定申告書を提出しなければなりません。

(注) 副収入が20万円以下の場合には、申告する必要はありません（少額不追求）

(3) 2カ所以上から給与をもらっている人

⇒ 年末調整は「主たる給与」でしか行われないため、副収入の給与と合算して確定申告書を提出しなければなりません。

(注) 副収入が20万円以下の場合には、申告する必要はありません（少額不追求）

(4) その他

### 4 サラリーマンでも確定申告すれば還付される？

次のような人は、申告すれば既に納めている源泉徴収税額の一部が「還付」されます。

(1) 雑損控除、医療費控除、寄附金控除のどれかを受けたい人

⇒ 所得控除（14個）のうちこの3つは、年末調整で控除されないため。

例えば、住宅が火事で燃えて損失を受けた場合は「雑損控除」、多額の医療費の支出があった場合には「医療費控除」が受けられます。

(2) 住宅借入金等特別税額控除を受けたい人

⇒ 住宅借入金等特別税額控除については、居住年の1年目は申告すると適用できるため。

※ 2年目以降は年末調整で適用ができます。

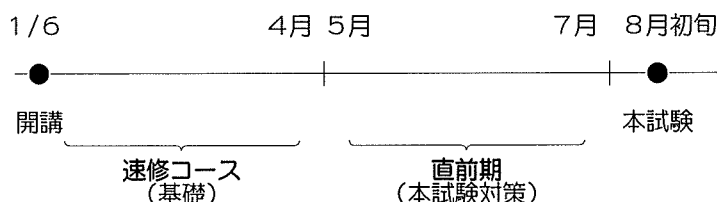
(3) その他

## 7 速修コースとは

### 1 速修コースはどんなコース？

速修コースは、1月から7月までの7ヶ月間で合格を目指す『短期集中型』のコースです。

具体的には、1月から4月までの4ヶ月間は「基本テキスト」を使って、計算項目を中心に基本事項を学習し、5月から7月までの3ヶ月間は、改正項目の確認とあわせて本試験に向けて、実践的な計算問題や、応用的な理論の対策をしていきます。



### 2 どんな人に向いているコース？

#### (1) 初めて所得税を学習される方

所得税の基本論点が5冊のテキストにまとめられているので、4ヶ月の学習で、8ヶ月間かけて学習してきたレギュラーコースの受講生に追いつくことができます。

1月から4月までの4ヶ月間は、授業が週3回ありますので、ある程度学習時間が確保できる方におすすめです。

#### (2) 以前に所得税の学習経験がある方で、今年再チャレンジしようと思っている方

速修コースは、4ヶ月で基本論点を総ざらいできるので、初学の方だけでなく、以前に所得税の勉強をしたことがある方で、今年の受験で再挑戦しようと思っている方にとっても、忘れてしまっていた論点を短期間で確認することができるので、とてもおすすめです。

## 8 7ヶ月で合格するために

所得税法は、11科目の受験科目のなかで、法人税と並んで最も学習項目の多い科目です。そんな所得税法ですが、短期間でも合格レベルに達することは可能です。

そのために次の4か条を最後まで忘れずに、受験と向き合ってください。

### その1 授業は必ず出席する。

速修クラスは、週3回の授業があります。一度休んでしまうと、そこからベースが崩れてしまうので、極力授業は休まないようにしましょう。

### その2 次の授業までにトレーニングを2回以上解く

計算の論点は、基本的事項だけで十分受験できます。その代わり、その基本的事項については、しっかりとマスターしてください。

そのために、トレーニングは、毎回の授業後すぐに1回、次の授業の前までに間違えた問題をもう1回、計2回は解く習慣をつけましょう。

### その3 実力テストの予告理論を暗記する

4月までは、計算の学習にほとんどの時間をつかうことになります。理論の暗記をする時間はなかなか取れないと思うので、直前期を迎える前までに20題の理論の暗記を目標にしましょう。

### その4 7ヶ月間を走りきる(=あきらめない)

どこかで、勉強が苦しくなる時期が来ることもあると思います。

それでも、あきらめないこと。合格したい気持ちを忘れないこと。

大きな科目を短期間で合格するためには、みなさん各自の努力と工夫が必要です。その努力を実らせて、一番大きな科目を、一番短い学習期間で合格してしまいましょう。

## 9 最後に

所得税というとな難しいというイメージがありますが、とても身近で面白い税金です。

学習すればするほど奥が深く面白いのが所得税です。税理士試験は長丁場ですから、興味が持てないと長続きはしません。今回のセミナーを機に所得税に興味を持ていただければ幸いです。

## テーマ S

# 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の影響

重要度 ★★★

会計上の変更とは、会計方針の変更、表示方法の変更及び会計上の見積りの変更をいう。また、誤謬の訂正とは、誤りを正すことをいう。近年、これらの会計処理が会計基準等により整備されつつある。

そこで、本セミナーでは、簿記論の本試験での出題可能性を鑑み、会計上の変更のうち、計量的要素が非常に強い「会計上の見積りの変更」について、有形固定資産とソフトウェアの論点に与える影響を例示にして学習する。なお、財務諸表論のセミナーでは、会計方針の変更、表示方法の変更及び誤謬の訂正について詳しく解説する。興味のある方は簿記論のセミナーと合わせて財務諸表論のセミナーも受講していただきたい。



## このテーマの学習内容

| テーマ番号 | 学 習 内 容         | ページ数   |
|-------|-----------------|--------|
| S-1   | 会計上の見積りの変更      | P2～P3  |
| S-2   | 有形固定資産の論点の与える影響 | P4～P7  |
| S-3   | ソフトウェアの論点の与える影響 | P8～P19 |